

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

子どもが一定の人間関係にある者から、心理的また物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けることにより、精神的または肉体的な苦痛を感じるものを言います。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ・いじめは、卑怯な行為であり、絶対に許されないこと
- ・いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず起こりうるものであること
- ・いじめは、見ようとしなければ見えないこと
- ・いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること
- ・いじめは、加害者と被害者との関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体にかかわる問題であること
- ・いじめは、いじめられる子どもに問題があるとの考え方では解決しないこと

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日頃から子どもの人間関係を把握し、ささいな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活が送れるようになるまで支援に努めます。

2 いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。また、自分の進歩や成長を実感し、子ども一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組みます。

(1) 家庭や地域と連携した道徳教育の充実

- ・全教育活動を通じて、「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、豊かな心や互いの人格を尊重し合える態度を育みます。
- ・PTAの学級懇談や地域の連絡協議会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、家庭、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。
- ・外部の専門家を招いた講演会などをさらに充実させます。

(2) 生徒会活動の充実

- ・生徒会など生徒主体の活動をとおり、生徒たちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう支援していきます。

(3) 体験活動の充実

- ・自分と友達の違いや良さに気づき、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、宿泊体験学習、体育祭、学院祭、修学旅行、部活動等の充実を図ります。

(4) 「分かる・できる授業」づくりの推進

- ・子ども一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるよう、全ての子どもが活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を実感できる振り返りなどを改善し、「分かる・できる授業」づくりを進めます。

(5) いじめアンケート調査の実施

- ・「生活意識調査」の他に、いじめアンケートを年度内に2回実施する。いじめに関する状況を迅速に把握すると同時に、いじめが起きないような環境を作る。

3 いじめの早期発見の取組

日頃から子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察等を通し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

(1) 生活意識調査の実施

- ・年2回（5月、11月）の生活意識調査を行い学校生活での問題を把握します。さらに、必要に応じて、状況を適切に把握するためのアンケートや調査、面談を実施します。

(2) 授業以外でのふれあい

- ・放課後の部活動や作品制作活動においても、担任はもちろん、全教員が個別に生徒とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築します。

(3) 二者面談の実施

- ・学級担任と副担任が面談を通して、子どもの悩みや不安等を聞き取ります。

(4) 相談窓口の周知

- ・学級担任・副担任以外にも副校長、養護職員、生徒指導主任、スクールカウンセラーが子どもや保護者の相談窓口になります。

(5) 「秋田公立美術大学附属高等学院いじめ対策委員会」での情報共有

- ・子どものささいな兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに、「秋田公立美術大学附属高等学院いじめ対策委員会」において、その情報を共有します。

4 いじめへの組織的対応

学級担任・副担任が全てを抱え込むことなく、支援チームを作り、組織的に対応します。

対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・「秋田公立美術大学附属高等学院いじめ対策委員会」で、どの教師がどの子どもに対応するかなど役割分担を決めます。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容から事実関係を明らかにするとともに、それまでの人間関係等いじめの背景を踏まえて状況を正確に把握します。
- ・いじめを受けた子ども及び保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ・いじめた子どもに対しては、人格の成長を旨とし、心からの反省を促します。

(3) スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整

- ・状況に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて関係機関（警察署、法務局、教育委員会等）と連携を図ります。
- ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。

(5) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。

5 いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得ていじめの防止等の対策のための組織を設置します。

- ・ 校長、副校長、総務主任、教務主任、生徒指導主任、生徒指導副主任、養護職員、スクールカウンセラー、学校関係者評価委員（4名）、PTA 会長・副会長により、「秋田公立美術大学附属高等学院いじめ対策委員会」を組織します。
- ・ 本委員会において、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。
- ・ 日常の取組については、上記教職員に必要な応じてスクールカウンセラーを加え、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。

6 いじめ防止に向けた保護者と地域の連携

広報や PTA 等を通し、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広くお知らせします。

(1) 生徒指導だよりによる情報発信

- ・ 学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供するとともに、保護者とともに考えるようにします。

(2) PTA 総会・学級懇談会における説明・協議

- ・ PTA 総会・学級懇談会において現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。

(3) 講演会等の実施

- ・ 外部からの専門家を招いて、講演会などを開催します。

(4) ホームページの活用

- ・ 学校の取組を随時更新し、子どもの活動を紹介します。

(5) 相談窓口、相談機関の周知

- ・ 学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。

7 年間計画

	1年	2年	3年	委員会
4月	宿泊研修	生徒を語る会 第1回 生活意識アンケート		校内いじめ対策委員会 (年間計画)
5月	生徒を語る会 三者面談	三者面談	三者面談	校内アンケート分析
6月				いじめアンケート調査
7月		ネット利用についての講演会		いじめ対策委員会
8月		学院祭		
9月				
10月		修学旅行		
11月	二者面談	二者面談	第2回 生活意識アンケート	校内アンケート分析 校内いじめ対策委員会
12月				
1月				いじめアンケート調査
2月		3年生を送る会		
3月				いじめ対策委員会 (総括・次年度計画)

校内いじめ対策委員会は年2回設定するが、その他にも生徒指導部会（生徒指導主事、各学年副担任、養護職員）での議題により、随時開催する。